

「CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年12月25日～令和7年1月23日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
如何なる審議結果が出ようと机上の空論でしか無い論議に意味は無く すべての遺伝子操作はその影響が不明だという一点だけで認められません	食品安全委員会の食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて実施しています。
そもそも遺伝子組換え成分が、個々の細胞や体内酵素（細菌）にどう影響しているかわかっているんでしょうか？現時点の科学レベルでリスクが見えていないから、OK出す姿勢に反対です。	また、食品安全委員会における遺伝子組換え飼料添加物の食品健康影響評価においては、科学的知見等を踏まえ、食品安全委員会において検討の上作成した、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ実施しました。 具体的には、宿主及び挿入DNAの安全性、挿入DNAの導入方法、挿入されたDNA及びその近傍配列から新たな有害物質が生成される可能性等について確認し、遺伝子産物の畜産物中への移行に関する知見を踏まえて審議した結果、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が

	家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられました。 以上のことから、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しました。
--	---

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。